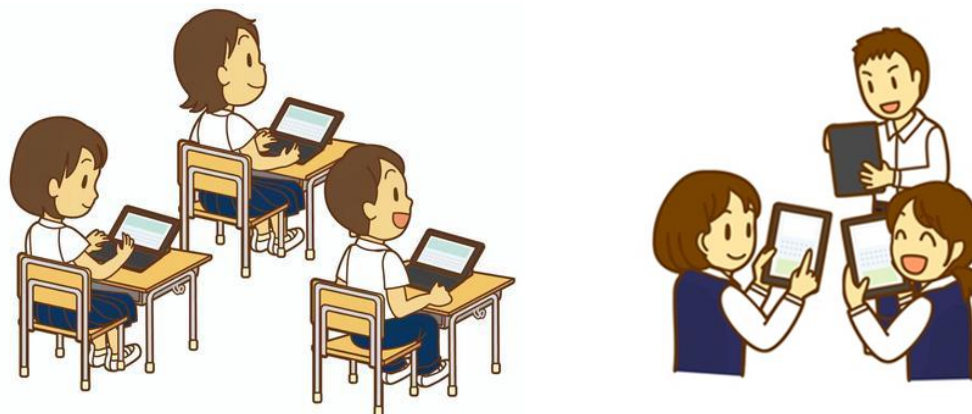


本年度から実施する
新規の助成事業です！

令和4年度 私立高等学校新入生端末整備費 助成事業について



本助成事業は・・・

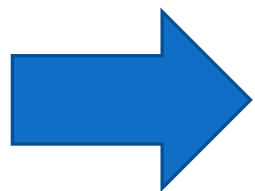
学校の生徒一人1台端末の環境整備に向けて、

①学校が、端末を整備する場合

②学校が、生徒（保護者）の端末購入費用

への負担軽減に取り組む場合

その経費の一部を助成するものです。



学校助成の制度

○対象学種

東京都内に所在する私立の

- 高等学校（全日制課程、定時制課程）
- 特別支援学校（高等課程）

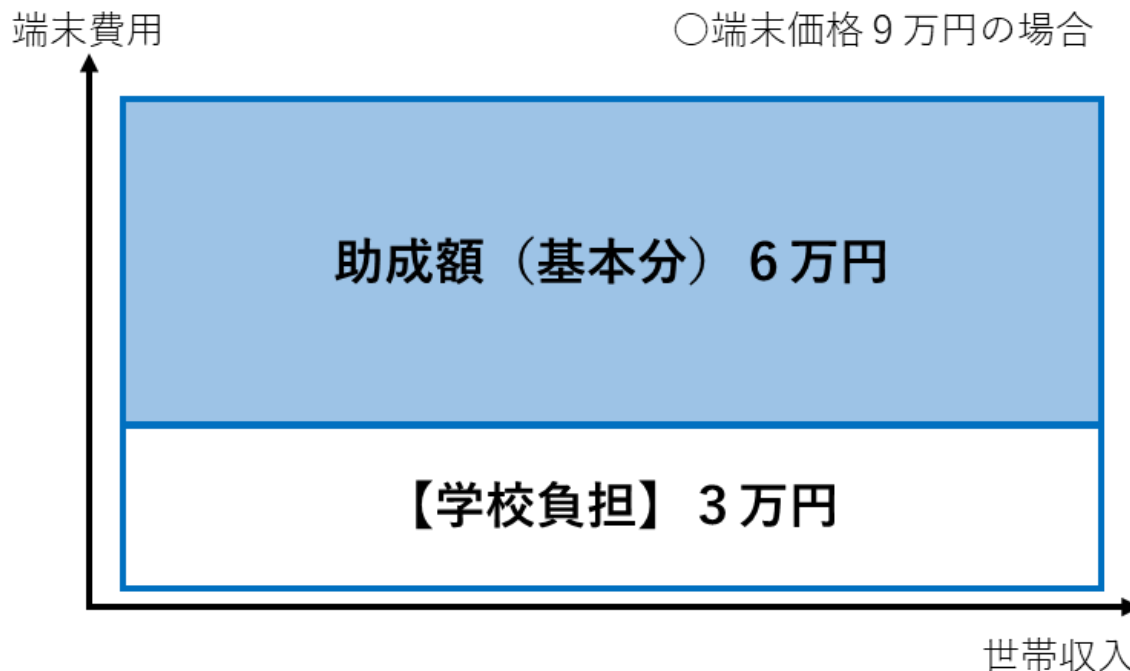
○助成内容

①学校が端末を整備する場合（学校が整備した端末を生徒に貸出）

助成対象	学校が行う <u>端末整備に係る経費</u>
助成額	<u>上限額：端末1台当たり6万円</u> 端末価格9万円までは、学校負担額は3万円定額

○助成内容

①学校が端末を整備する場合（学校が整備した端末を生徒に貸出）



◆助成額の例

- ①端末価格 9 万円の場合 助成額： 6 万円（端末価格 9 万円 — 学校負担額 3 万円）
- ②端末価格 8 万円の場合 助成額： 5 万円（端末価格 8 万円 — 学校負担額 3 万円）

※端末価格が 3 万円以下の場合、申請の対象となりません。

○助成内容

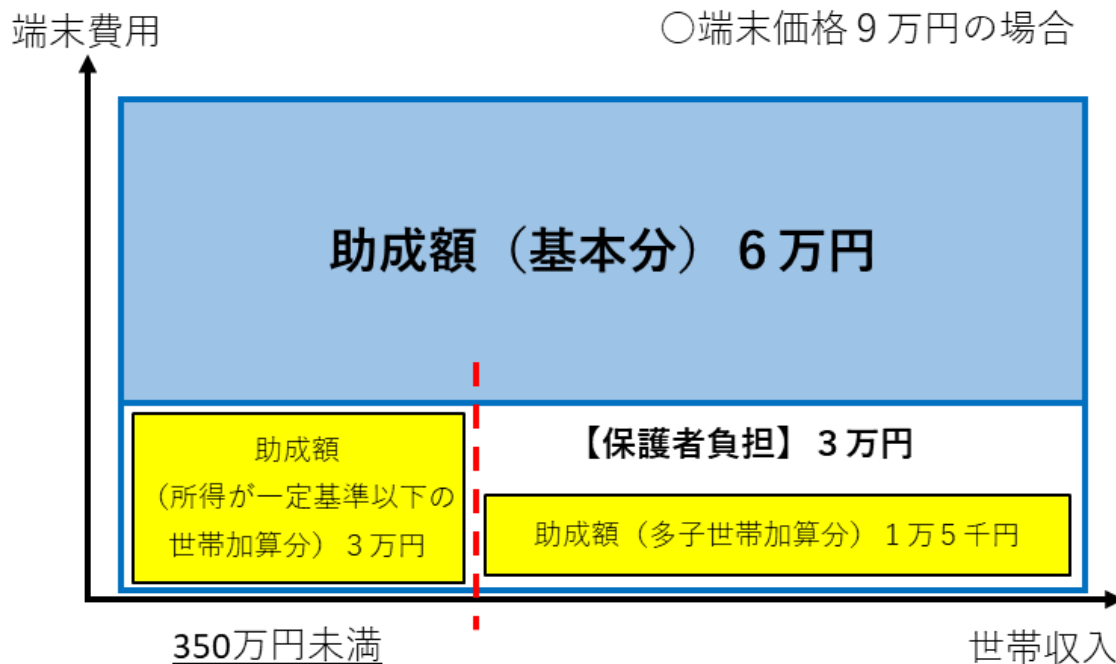
②学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合

助成対象	学校が行う、 <u>生徒(保護者)の負担軽減に係る経費</u>	
助成額 (基本分)	上限額： <u>端末1台当たり6万円</u> 端末価格9万円までは、 生徒(保護者)負担額は3万円定額	
助成額 (加算分)	所得が一定基準以下の世帯の 保護者負担額をゼロにした場合	1人当たり 3万円を加算
	多子世帯の保護者負担額を 1/2にした場合	1人当たり 1万5千円を加算

※両方の加算分を、同時に受けることはできません

○助成内容

②学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合



◆助成額の例 端末価格 9 万円の場合

- 所得が一定基準以下の世帯

助成額： 9 万円 （基本分 6 万円 + 加算分 3 万円） 生徒負担： 0 円

- 多子世帯

助成額： 7 万 5 千円 （基本分 6 万円 + 加算分 1 万 5 千円） 生徒負担： 1 万 5 千円

○助成内容（まとめ）

①学校が端末を整備する場合	基本分	上限6万円
②学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合	基本分	上限6万円
	加算分	<ul style="list-style-type: none"> ・所得が一定基準以下の世帯 3万円 ・多子世帯：1万5千円

○対象となる事例及び注意点

学校が端末を整備する場合（学校が整備した端末を生徒に貸出）

- ① 学校が一括購入し、生徒に貸与した場合
- ② 学校が一括リース契約し、生徒に貸与した場合

学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合

- ③ 生徒各自で端末を購入した場合
- ④ 生徒が学校経由【指定業者含む】で端末を購入した場合

○対象となる事例及び注意点

学校が端末を整備する場合（学校が整備した端末を生徒に貸出）

① 学校が一括購入し、生徒に貸与した場合

- ・ 端末価格9万円、貸出料が2万円の場合
助成額：4万円（端末価格9万円－学校負担額3万円－貸出料2万円）

② 学校が一括リース契約し、生徒に貸与した場合

- ・ 端末リース料12万円（4万円×3年）の場合
助成額：1万円（申請年度分リース料4万円－学校負担額3万円）

※ 学校が有償で貸与する場合（生徒が費用の一部を負担する場合）は、**貸出料等を除いた金額が対象。**

※ リースや割賦払いによる購入の場合、**申請年度分の支払いのみ対象。**

※ 助成対象端末等の全額を生徒が負担する場合は、次に説明する

④「生徒が学校経由【指定業者含む】で購入した場合」で申請

○対象となる事例及び注意点

学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合

③ 生徒各自で端末を購入した場合

④ 生徒が学校経由【指定業者含む】で端末を購入した場合

- ・学校が代理購入し、その経費の全額を生徒から徴収する場合もあてはまります。

- ◆学校から生徒に対して、購入する機種（複数指定可）及び購入方法等を記載した購入依頼文書等を提出してください。
- ◆軽減対象者、軽減方法、金額、返金時期等を生徒に説明した文書「学習用端末購入負担軽減制度の写し」を提出してください。
- ◆生徒への負担軽減（助成金、返金等）は、原則として、令和5年1月31日までに実施してください。
- ◆生徒の端末購入費用への負担軽減実施にあたり、購入費等に関する証拠書類の内容は、学校で確認してください。

○対象となる事例及び注意点

学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合

○生徒の端末等購入費用の確認方法

- 生徒が端末購入時に、購入業者から発行されたレシート、領収書等で、購入した物品内容、日付、金額がわかるものにより確認してください。

※指定業者から発行される購入者リスト等による確認も可能

○対象となる事例及び注意点

学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合

- ◆所得が一定基準以下の世帯（年収約350万円未満の世帯）及び多子世帯への助成【加算分】

※加算分の対象となる世帯の確認については、各学校において行ってください。



①所得が一定基準以下の世帯（年収約350万円未満の世帯）の確認方法

- ・対象となる世帯
 - （1）生活保護受給世帯
 - （2）保護者全員が住民税非課税の世帯
 - （3）住民税課税証明書において、「都道府県民税所得割・区市町村民税所得割」の合計額の、保護者全員の合算額が、85,500円未満の世帯
- ・生活保護受給証明書、保護者全員の住民税非課税証明書または住民税課税証明書等により、世帯の収入状況を確認してください。

○対象となる事例及び注意点

学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合

- ◆所得が一定基準以下の世帯（年収約350万円未満の世帯）及び多子世帯への助成【加算分】



- ②多子世帯（扶養する23歳未満の子が3人以上の世帯）の確認方法
 - ・保険証の写し、住民票等により、保護者の扶養状況及び被扶養者の年齢を確認してください。

※加算分に該当する保護者負担軽減の実施については、学校の任意です。

※学校で確認した課税証明書、住民票等の書類は、学校にて5年間保管してください。現地調査等において、確認させていただきます。

○助成対象となる経費

- ア. 高等学校新入生（1年生）が、授業及び学習用として使用するタブレット、パソコン等の各種端末機器で、高等学校への入学・進学に際して新規に購入されたもの
- イ. 各種端末機器の周辺機器
（マウス、キーボード、端末カバーケース類、画面保護フィルム等）
- ウ. 端末機器購入時に設定した有償の保守・保証料
- エ. その他、本助成事業の実施に際し、特に必要と認められる経費

※リース又は割賦契約による購入（保証料等の支払含む）等、
支払が分割になる場合

- ①学校が端末を整備する場合：申請年度支払分のみ対象
- ②学校が生徒の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合
生徒の支払いが3年間の分割払いであっても、学校が3年分の費用を確認し、申請年度に3年間分の負担軽減をしている場合は3年分が対象

○助成対象とならない経費

- 高等学校への新入生（新1年生）のみを対象とした機器ではない場合や、高等学校への新入生（新1年生）ではない者が購入した場合
- 複数の生徒が共用で利用する機器等
- 予備用として購入するもの
- 有償のソフトウェア・ライセンス
- 消耗品（CD-R、USBメモリ、電源タップ、延長コード等）
- 通信費等
- 購入時に要した振込手数料等
- 什器類
- 機器等の導入に伴う学校施設等の改修費
- 既存機器等の撤去、処分費用
- 国や他の自治体等から別途補助金が交付されているもの
- その他、本助成事業の目的に照らし適当と認められないもの

○スケジュール

申請期間① 9月1日～9月30日
・新入生に係る基本分

申請期間② 1月4日～1月31日
・転入生に係る基本分
・所得が一定基準以下の世帯及び多子世帯加算分
※申請期間①の内容について、執行状況が確認できる書類を提出

交付決定 3月中旬（予定）

請求書提出 3月中旬（予定）

助成金交付 3月下旬（予定）

各校で・・・

- 整備状況が異なる
- 整備方針、方法が異なる
- 生徒の負担軽減方法が異なる



是非、事前相談をご利用ください！